

図書館資料と書誌情報

—梅棹忠夫博士著「図書館と学術情報」論文に関連して—

西澤 秀正

第1節 序説

図書館は、図書館資料を収集し、蓄積し、利用者に供するための社会的機関、あるいは大学、研究機関等の付置機関としての機能を果してきた。また、コンピュータ、ニューメディアの開発、導入に伴う図書館業務の変化により、図書館は秀れた書誌情報システムともいわれている。すなわち、図書館は書誌情報を蓄積し、管理し、利用者の求めに応じて供給するための諸手段を開発し、実用化し、図書館資料へのアクセスを容易ならしめるシステムともいわれている。

戦後における情報化社会の急激な進展により、図書館を取りまく技術的、制度的環境は大きく変化した。図書館は、上述の本来の機能を果たすためには、これらの環境要因に対処しながら運営されなければならない。しかし、個々の図書館としては、管理整理能力を超えた蔵書量、急増した収書量、限られた図書館予算などの諸般の事情から、伝統的な管理運営方式や従来からの書誌情報探索手段としての目録システムを簡単には変更できず、そのまま持続している傾向があった。そのため利用者の多様化された書誌情報ニーズに十分に答えられないむきがあった。こうした事情の反映であろうか、図書館界の内外から、これらの問題に対して、疑問を投げかける著述も見受けられる。本稿の標題の副題に掲げた“梅棹忠夫博士著「図書館と学術情報」論文”（注1）（以下これを「梅棹論文」という。）も、その一つの警鐘論文として受けとめることができる。

「梅棹論文」は“図書資料と非図書資料”なる見出しの下に、

“図書館では、とりあつかう対象は「図書」であって「学術情報」ではないのです。あるいは、学術情報であるかどうかは問題ではなくて、図書であるかどうかだけが問題になっているようです。しかし、図書であるかどうかを判定する基準は…〔中略〕…ハードカバーかいなにかかっているようです。もっとも、各出版社の新書や文庫は図書あつかいになっているようですから、ソフトカバーはすべて非図書あつかいでもなさそうです。あるいは、商業的に出版されたものが図書であって、その他のものは非図書になっているのかもしれませんが…〔中略〕…こういう思想では、現代の多様な学術情報にはとうてい対応できないことはあきらかです。”（注2）

と、述べられている。

また、「梅棹論文」は、「学術情報の総合資料館」なる見出しの下に、

“図書は学術情報のさまざまな形態のうちのひとつにしかすぎません。図書、非図書を問わず、全学術情報の一貫したとりあつかいかたを検討して確立すべきでしょう。すくなくとも、紙のうえに印刷され、あるいは手がきされた情報については一貫したとりあつかいがなされるべきだとおもいます。”（注3）と、述べられている。

筆者は、人類学者であり、民族学者である梅棹忠夫博士の「梅棹論文」に啓発されるところが多く、梅棹博士のわが国における学術情報の在り方に対する切実な要望は他人事とは思われない。非常に多くの学術図書および論文を發表しておられる梅棹博士であればこそ、学術文献または学術情報の有効な管理システムを痛感しておられるものと思う。

全国の図書館の中には、現実の問題として、前述のような理由から、「梅棹論文」が指摘するようなむきのある図書館も事実あるだろう。しかし、日本図書館界の図書館理念としては、または全国的な図書館システムとしては、「梅棹論文」が指摘するようなことは全くない。次節において、この問題を論述してみたい。

第2節 目録規則からみた図書館資料の範囲

図書館資料とは、図書館が収集の対象とする資料、すなわち書誌情報の記録対象となる資料のことである。この用語は、戦後わが国の図書館界において、図書館が収集する資料の種類または媒体の多様化に伴って、非常に便利な用語として、広く用いられるようになったものである。この用語は、アメリカで用いられていた library materials の訳語であり、わが国では、「国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）」第9章第23条「蒐集資料」の条文中に用いられたのが、公のものに現れた始めである。続いて、「図書館法（昭和25年法律第118号）」第3条第1号において用いられたものである。

戦前は、“図書館”という語が示すように、明治以来図書が図書館蔵書のほとんどを占めていた。大正、昭和になるにつれて、雑誌などの逐次刊行物のウェートがだんだん高くなるが、やはり図書が主体をなしていた。

わが国の目録規則の変遷を辿りながら、目録規則の対象資料、すなわち図書館資料の移り変わりを眺めてみたい。

明治26年、日本図書館協会の前身である日本文庫協会は「和漢図書目録編纂規則」を制定した。次いで明治43年、日本図書館協会はこれを改訂して、「和漢図書目録編纂概則」を制定した。昭和7年、日本図書館協会和漢図書目録法調査委員会は「和漢図書目録法（案）」を公表した。これらの目録規則の名称が示すように、目録規則の対象資料は、図書であり、主として和図書であり、それに漢籍、場合によっては、朝鮮本をも含めたものである。

昭和18年に、青年図書館員聯盟目録法制定委員会編「日本目録規則 昭和17年(1942)」が刊行された。この規則は、従前の目録規則とは異なり、1908年アメリカ図書館協会とイギリス図書館協会共同編さんの目録規則として刊行された「Catalog rules ; author and title entries, compiled by Committees of the American Library Association and the Library Association.」の理念を全面的に取り入れた目録規則であり、「日本目録規則（略称NCR）」の第

1版に当たるものである。目録記入作成の条文が、次に掲げる資料ごとに定められている。

「一般単行書」「談話、講演、講義、会見記、座談会記」「絵画書、図案書、法帖、拓本」「版画、写真」「写本、摹刻印刷本」「地図、地質図、海図」「設計図」「楽譜」「目録、図録」「索引、要語索引」「調査報告書」

さらに、次に掲げる団体の出版物ごとに、また条文が定められている。

「官庁、公署」「公共機関」「学会、協会、組合、政党、宗教団体」「国際的ノ聯盟、学会、協会」「国際会議」「博覧会、共進会、展覧会」「銀行、会社、商店」「財団、基金、資金」

以上のとおり、図書館資料の内容、種類は非常に広範囲となっているが、当時の資料の出来状況からみて、図書館資料の媒体としては、やはり紙であり、これに主として印刷された図書館資料に限られていたことは否めない。戦後「日本目録規則」は日本図書館協会が受け継ぎ、「アメリカ図書館協会目録規則 1949年版」及び「アメリカ議会図書館記述目録規則」などを参照して、昭和27年に「日本目録規則 1952年版」、次いで「パリ目録原則国際会議」の原則に従って、昭和40年に「日本目録規則 1965年版」を公刊した。1965年版においては、「目録の目的」の規定において、“図書館の目録は、その図書館が所蔵する図書およびその他の資料…”なる条文により、図書館資料の範囲が総合的に示され、「第10章 種々の形式の著作」の規定において、「美術書」「調査書、報告書」「楽譜」「金石文」「目録、図録」「設計図、地図等」「新聞、雑誌、紀要、報告等」「正本、謄本」「族譜、系図等」の目録記入に対する条文があり、各種類の図書館資料が示されている。さらに「第7章 逐次刊行物」の規定により、逐次刊行物の目録記入に対して1章を設けている。この1965年版の追加規則として、1971年に「マイクロ写真資料」「レコードおよび録音テープ」「スライドおよびフィルム・ストリップ」「映画フィルム、ビデオ・テープ」の目録記入に対する規則が規定されている。

以上のとおり、1965年版においては、その当時の図書館を取りまく情報化社

会環境に対応して、地図、楽譜などのほかに、マイクロフィルムを始めとしたマイクロ資料、映画フィルム、レコードなどの視聴覚資料なども図書館資料に加わり、その種類、媒体が非常に多様化してきた。

「日本目録規則」は、上述のとおり、昭和17(1942)年版以来、英米の標準的近代目録規則の進展に従い、これに対応して改訂され、国際的標準化を図ってきた。

最新版の「日本目録規則」は、1987年版として公刊され、1977年に公刊された「日本目録規則 新版予備版」の本版化されたものである。1987年版の「第1部 記述」は、国際図書館連盟 (International Federation of Library Associations and Institutions: IFLA) によって制定された「国際標準書誌記述 (International Standard Bibliographic Description: ISBD)」に準拠している。

ISBDは、機械可読書誌情報体制へ移行に伴う書誌記述の国際標準化を図るために開発され、各国の標準目録規則（わが国では、「日本目録規則」がこれに当たる。）の国際的に整合性を維持するための大綱を定めたものである。ISBDは、2種類の規則から構成されている。一つは、あらゆる図書館資料の書誌記述に対する総則または枠組みを規定するISBD (G: General) すなわち国際標準書誌記述（一般規則）と称するものと、もう一つは、このISBD (G) の枠組みの下で、規定されたそれぞれの種類または媒体の図書館資料特有の規則とである。前者には、次のものが公刊されている。

ISBD (G: General) 国際標準書誌記述（一般規則）標準第1版 1977年刊

後者には、草案などの刊行を除き、次のものが公刊されている。

ISBD (M: Monographic publications) 国際標準書誌記述（単行書用）標準第1版改訂版 1978年刊

ISBD (S: Serials) 国際標準書誌記述（逐次刊行物用）標準第1版 1977年刊

I S B D (C M : Cartographic Materials) 国際標準書誌記述 (地図資料用) 標準第 1 版 1977 年刊

I S B D (N B M : Non-Book Materials) 国際標準書誌記述 (非図書資料用) 標準第 1 版 1977 年刊

I S B D (A : Antiquarian) 国際標準書誌記述 (古刊本用) 1980 年刊

I S B D (P M : Printed Music) 国際標準書誌記述 (印刷楽譜用) 1980 年刊

I S B D は、あらゆる図書館資料の書誌記述に対する国際標準規則である。「日本目録規則 1987 年版」は、書誌記述のほかに、標目、排列に対する規則も含まれているが、「第 1 部 記述」は、前述のとおり、I S B D に準拠し、次のような章だてにより規定されている。

第 1 章 記述総則

第 2 章 図書

第 3 章 点字資料

第 4 章 地図資料

第 5 章 楽譜

第 6 章 録音資料

第 7 章 映像資料

第 8 章 静止画像〔準備中〕

第 9 章 機械可読データファイル

第 10 章 三次元工芸品、実物〔準備中〕

第 11 章 非刊行物 (文書、手稿等をふくむ)〔準備中〕

第 12 章 複製・原本代替資料

第 13 章 マイクロ資料

第 14 章 逐次刊行物

上掲の「第 1 章 記述総則」は、前述の I S B D (G) に相当する規則であり、あらゆる図書館資料の書誌記述に対する基本的かつ共通する規則である。

「第2章 図書」から「第14章 逐次刊行物」までの各章には、「第1章 記述総則」の枠組みの下で規定された各章に示す図書館資料の種類または媒体特有の規則が規定されている。

「日本目録規則 1987年版」の公刊のほぼ10年前、「英米目録規則 第2版 (Anglo-American Cataloguing Rules, 2nd edition)」が1978年に刊行され、わが国ではAACR2と略称されている。このAACR2は、「Part 1. Description」と「Part 2. Headings, Uniform titles, and References」の2部から成り、「Part 1. Description」は、「日本目録規則 1987年版」と同様、ISBDに準拠して規定されている。その章だては、次のように成っている。丸括弧内の日本語訳は、「英米目録規則 第2版 日本語版 (日本図書館協会, 1982年刊)」による。

- 1 General Rules for Description (記述総則)
 - 2 Books, Pamphlets, and Printed Sheets (図書, パンフレットおよび印刷した一枚もの)
 - 3 Cartographic Materials (地図資料)
 - 4 Manuscripts (Including Manuscript Collections) 手稿 (手稿集を含む)
 - 5 Music (楽譜)
 - 6 Sound Recordings (録音物)
 - 7 Motion Pictures and Videorecordings (映画およびビデオ録画)
 - 8 Graphic Materials (静止画像資料)
 - 9 Machine-Readable Data Files (機械可読データファイル)
 - 10 Three-Dimensional Artefacts and Realia (3次元工芸品・実物)
 - 11 Microforms (マイクロ資料)
 - 12 Serials (逐次刊行物)
 - 13 Analysis (分出)
- 「1 General Rules for Description」は、「日本目録規則 1987年版」

の「第1章 記述総則」と同様、ISBD (G) に相当するものであり、「2 Books, Pamphlets, and Printed Sheets」から「12 Serials」に至るそれぞれの特定の種類または媒体の図書館資料に対する通則である。

「日本目録規則 1987年版」の「第1部 記述」、またはAACR2の「Part 1. Description」の章だてを見ても十分に理解できるように、図書館資料の範囲は、現代の図書館を取りまく情報化社会の影響をもろに受けて、誠に広範囲となり、博物館資料とも重なり合う資料も含まれる状態で、図書館資料の種類または媒体が誠に多様化されている。

「梅棹論文」でも使用されている“非図書資料”という用語は、現在図書館界では盛んに用いられ、non-book materials の訳語であり、“図書以外の資料”と同義語である。“非図書資料”の範囲は、「日本目録規則 1987年版」の「第1部 記述」の部における「第2章 図書」を除く、「第3章 点字資料」から「第14章 逐次刊行物」に至る図書館資料、またはAACR2の「Part 1. Description」の部における「2 Books, Pamphlets, and Printed Sheets」を除く、「3 Cartographic Materials」から「12 Serials」に至る図書館資料を概ね指すものである。非図書資料は、図書と同様、あるいは、資料によっては、それ以上に、現在の情報社会において、誠に有用な図書館資料であり、書誌情報の重要な記録対象資料である。少なくとも、「日本目録規則 1987年版」やAACR2の条文からは、「梅棹論文」が危惧するような、非図書資料が図書館資料から、あるいは書誌情報の記録対象から除外されているようなことはない。

第3節 あらゆる図書館資料に対する書誌情報の一体処理

「第1節 序説」において、「梅棹論文」が、“図書、非図書を問わず、全学術情報の一貫したとりあつかい……”と述べられていることを引用したが、「梅棹論文」は、さらに次のようにも述べられている。

“図書資料と非図書資料との無差別一体処理という方式は、まだこの図書

館でもおこなわれていないようであるが、すくなくとも、学術情報をとりあつかう機関では、この方式の推進を真剣に検討すべきであると考え”（注4）と。

前節で述べたとおり、「日本目録規則 1987年版」の「第1部 記述」、またはAACR2の「Part 1. Description」は、ともにISBDに準拠して規定された書誌記述規則である。その記述対象資料は、前者は「第2章 図書」から「第14章 逐次刊行物」に至る、また後者は「2 Books, Pamphlets, and Printed Sheets」から「12 Serials」に至る図書館資料である。その種類または媒体は誠に広範囲かつ多様化されているが、しかし記述対象資料は両者一致している。両者ともに、記述の部の章だてにより規定されている図書館資料の書誌記述は、記述対象資料の種類または媒体の相違に関係なく、一律に前者は「第1章 記述総則」、後者は「1 General Rules for Description」の総則に基づいて調整され、記述対象資料固有の形態または媒体の特異に対する書誌的事項の書誌記述は、「記述総則」の枠組みの下で規定されている各章に示す特定資料専用の補完規則により、完成される仕組みになっている。

従って「日本目録規則 1987年版」、またはAACR2は、ともにISBDに準拠し、書誌記述の調整については、第1節で引用した「梅棹論文」でいう“図書、非図書を問わず、全学術情報の一貫したとりあつかい”が基本となっている。

また、本節の冒頭にも引用した「梅棹論文」は、“図書資料と非図書資料との無差別一体処理”ともいっている。「梅棹論文」のいう図書資料と非図書資料の“一貫したとりあつかい”または“無差別一体処理”とは、図書資料と非図書資料の書誌記述の調整が、差別なく一貫したとりあつかい、または同類として一体処理することだけを指すものではなく、その真意は、恐らくは、すべての図書館資料に対する書誌情報の記録が一つのシステムの中で一体処理され、すなわち混排されて、一つのシステムの中で、すべての図書館資料に対する書誌情報が同一の検索方法で探索できるシステムを提案されているものと考えられる。

書誌記述において、ISBDは、「General Material Designation:GMD」(一般資料表示)なる書誌記述要素を設けて、「梅棹論文」の提案が完全に具現できるシステムを導入している。AACR2も、ISBDと同一名称の書誌記述要素を設け、また「日本目録規則 1987年版」は「資料種別」なる名称の書誌記述要素を設け、それぞれGMDのシステムを導入している。「日本目録規則 1987年版」において規定する「資料種別」は、ISBD、AACR2と同様、書誌記述の冒頭に置かれている書誌記述要素「本タイトル」(注、図書の場合、従来“書名”といわれたものであり、ISBDまたはAACR2では、“title proper”なる名称の書誌記述要素に当たるもの。)の直後に置かれる書誌記述要素である。

この「資料種別」の記録の目的について、「日本目録規則 1987年版」の「第1章 記述総則」における「1.1.2 資料種別」、「1.1.2.0 (記録の目的)」の条文を、次に引用する。

“当該記述対象資料の属する大まかな資料種別を、目録利用者に対して可能な限り記述の冒頭に近い記載位置で報知することを目的とする。一般的な用語を用い、本タイトルの直後に記録する。単一資料種別の目録を編成するときは、各章に規定するように資料種別の表示を省略することができる。”

すなわち、「資料種別」を記録する目的は、複数の種類または媒体の図書館資料の目録記入を混排した目録を編成する場合、各書誌記述の本タイトルの直後に、その記述対象資料のおおまかな資料種別を示す用語(例えば、「マイクロ資料」などの用語)を表示して、目録利用者に対して、検索している目録記入がいかなる種類または媒体の資料であるかを、書誌記述の後半に表示されている形態に関する事項を確認しなくても、タイトルの確認と同時に、早期におおまかな資料種別を報知することによって、目録利用者が図書だと思って借りるとマイクロフィルムだったりするような手違いを防止するためのものである。ただし、同一の種類または媒体の図書館資料別に目録を編成する場合、すなわち異種の図書館資料の目録記入が混排されない場合は、「資料種別」なる書誌

記述要素は必要のないものである。

以上のとおり、「日本目録規則 1987年版」は、AACR2も同様であるが、図書資料、非図書資料を問わず、すべての図書館資料を記述対象とする目録規則であり、かつすべての図書館資料について、「記述総則」に基づき、同等、同質の書誌記述を調整し、さらにこれらを混排する場合には、「資料種別」なる書誌記述要素を導入することによって、一つの日録システムの下で混乱することなく検索することが可能であり、「梅棹論文」がいう“図書、非図書を問わず、全学術情報の一貫したとりあつかい”または“図書資料と非図書資料との無差別一体処理という方式”が可能な目録規則である。しかし、これはあくまでも目録記入のことであって、物体としての図書館資料をすべて無差別に一体処理するというのではない。物体としての図書館資料については、その種類または媒体特有の保管管理方法があり、また個々の図書館における図書資料、非図書資料の種類別または媒体別の所蔵数量との関係もあって、それぞれの図書館に適した保管管理方法があり、一律にはいかない。いずれにせよ、目録記入と記述対象資料である現物とを連繋づける所在記号によって、処理できる問題である。

第4節 書誌情報の共有、共用理念の実現

いままでに引用してきた「梅棹論文」の指摘は、前節でも述べたとおり、「日本目録規則 1987年版」により、目録法の技術上の問題としてすべて解決できるものである。しかし、最近の書誌情報洪水の状況下では、現実の問題として、もはや目録規則の技術だけで解決できない事態になっている。この問題の提起に先立って、また「梅棹論文」を次に引用することにする。

“国立の「学術情報センター」というものが誕生して活動を開始しています。全国の大学や研究機関をコンピュータのネットワークでつないで、学術情報の流通に革命的な進歩をはかろうというものです。わたしはしかし日本の学術情報のとりあつかいは、そんな高級な話しではなく、もっともっと初歩的な次元

のところに問題があるように感じています。”（注5）

と、述べられている。

ここで述べられている“もっともっと初歩的な次元のところに問題がある”との問題の一例として、「梅棹論文」は次のような点を指摘している。

“著者名、書名、出版社などのデータを、子細もらさずかきこんで、さらにその書物の分類項目をきめる。分類項目には、ふつう、日本十進分数法（ND C）がもちいられているようです。これらの作業におびたしいエネルギーがついやされてしまうので、できるだけ対象物の範囲を限定せざるをえない、という現実的な問題も司書たちにはあるようです。”（注6）

と、述べられている。

以上のとおり、「梅棹論文」は、個々の図書館における司書の作業の非効率性に対して、きびしい批判をしている。

これまでの多くの図書館は、「梅棹論文」が述べるように、独自で目録記入を作成し、独自の目録システムを維持してきた。多くの図書館は、同一の図書資料の目録記入をそれぞれ単独で作成していた。図書館機能を全国的立場からみると、これは重複した作業であるにもかかわらず、それぞれの図書館が多大な労力をさいて実施しているわけである。これについて、「梅棹論文」は、“おびたしいエネルギーがついやされて”と指摘している。

このような状況は、現在始めて発生した現象ではない。近代図書館制度を早くから採り入れていたアメリカでは、この問題の解決策として、1901年からアメリカ議会図書館によって、印刷カード・サービスが実施され、早くから印刷カードを全国的に普及させていた。印刷カード・サービスは、書誌情報の共有、共用の理念が基底となっているものであり、図書館協力事業の基盤をなすものである。印刷カードは、通常中央図書館が書誌情報を印刷した目録記入カードを集中的に作成し、これを各図書館に提供し、利用に供することによって、利用館の目録作業の能率化、合理化に大きく寄与するものである。アメリカ議会図書館の印刷カードは、アメリカのほとんどの大学図書館、公共図書館などに

利用され、アメリカ図書館界の目録作業の合理化に大きく貢献し、さらに、カナダを始めとする他国にも広く利用されるに至った。しかし、このアメリカ議会図書館の印刷カード・サービスは、次節で述べる機械可読目録(MARC)の開発進歩により、1980年から凍結され、印刷カード・サービスの役目または書誌情報の共有・共用理念の実現は、機械可読目録データ・ベースに肩替りされることになった。

わが国では、戦後、国立国会図書館によって、印刷カード・サービスが実施されたが、図書の発行と印刷カードの入手との間の時間的のずれ、いわゆるタイム・ラグなどの理由から、アメリカのように、図書館界全般に十分に普及するに至らなかった。これについては、上述のタイム・ラグの外に頒布方法などの種々の問題があろうかと考えられる。しかしアメリカでも、タイム・ラグの問題はあるが、日本ほど強く問題にしていないのであるから、根本的な理由としては、やはり日本人の緻密性、潔癖性、あるいは完全性の性格のゆえではないかと考えられる。しかし、わが国の印刷カード・サービスも、またアメリカ同様、次節で述べるジャパン・マークやジャパン・マークのCD-ROMの出現などにより、これらの機能に肩替りされて、わが国の書誌情報の共有、共用の理念がこれらによって、実現されていくものと考えられる。

図書館相互協力の問題は、以上の印刷カードのほか、全国的な総合目録事業、図書館協力収集などが挙げられるが、これらは、いままで引用してきた「梅棹論文」の指摘には直接関係がないので、触れないことにする。

第5節 しめくくり

いままで、「梅棹論文」の指摘を引用しながら、考察を進め、目録法の技術上の問題として論評してきた。しかし、「梅棹論文」が指摘しておられることは、根本的には個々の図書館独自では、もはや解決できない問題と考えられる。前節でも若干触れたが、図書館界全般の問題として、図書館相互協力により、打開していくべきだと考える。

図書館相互協力計画は、今世紀初頭から論議され、そのときそのときの図書館を取りまく技術的または制度的な環境に適応した方法で実現されてきた。コンピュータやデータ通信のない時代から始められたものである。その内容は、目録作業の協力システムと文献入手のための協力システムであり、その時代に利用可能な技術を利用して実行されてきた。ところが、コンピュータやニューメディアの開発、導入に伴う図書館業務の変化から、最近は従来よく用いられていた“図書館協力”または“図書館相互協力”なる用語が用いられなくなり、“資源共有、共用”なる用語が用いられるようになった。これは図書館協力の目的自体に変化が生じたわけではなく、その目的は同一であるが、その目的の実行方法がマニュアル時代からコンピュータ時代に入り、大きく変貌したためである。現在の図書館の相互協力の目的は、図書館資料または書誌情報を図書館界全体で共有し、共用することであり、これを実行するためのシステムがコンピュータや通信技術を利用したネットワーク・システムである。

1980年前後からコンピュータとニューメディアの開発、導入により図書館業務は急激に変貌し、コンピュータ導入に伴う書誌情報伝達の新しい流れが生じた。それは、「機械可読目録 (Machine Readable Catalog または Cataloging) の出現である。これは通称「マーク」とよばれ、Machine Readable Catalog の頭字語MARCのカタカナ語である。このマークは最初アメリカ議会図書館 (Library of Congress) が開発したもので、通称LCマーク (LC MARC) と呼ばれている。わが国では国立国会図書館により、ジャパン・マーク (Japan MARC) と通称される機械可読目録が製作された。これは、同館に納本された全国のすべてのカレントな出版物の書誌情報を機械入力したものである。さらに過去に収蔵されたものも遡及入力されている。従って、わが国の出版物の基幹的な書誌情報データベースと称することができる。また1981年4月から磁気テープに記録されたジャパン・マーク・ファイル (週ごとに1巻、年間50巻、各巻の長さ600フィート、各巻約1,000タイトル) が頒布されている。

ジャパン・マークは、三菱総合研究所が頒布者となって、オンラインでその

書誌情報データが頒布されている。使用料は、1分間290円の従量制である。また国立国会図書館は、ジャパン・マーク・データベースを平成2年度から都道府県立及び指定都市立の図書館に対して、オンライン・サービスで提供を開始した。

さらに、ジャパン・マークのCD-ROM (Compact Disc-Read Only Memory) が、J-BISC (Japan MARC on Disc) の名称で、カレント版と遡及版とをあわせて、年4回の更新で頒布が開始されている。

ジャパン・マークと並んで、大手の取次会社もマークを製作し、出版社マークと呼ばれて市販されている。この出版社マークは、また日販マークCD-ROM (CD-NOCS) のように、CD-ROM版も頒布されている。

以上のとおり、書誌情報の新しい流れが生じ、図書館業務に衝撃的な変革をもたらしたが、その変革に大きな支えとなったものがある。これについては、種々のものが挙げられるが、「梅棹論文」で対象となっている中小図書館の立場から考えると、3種類のもものがあげられる。その一つは、パソコンであり、この2、3年来に目覚ましい発達を遂げている。32ビットのものも出現し、性能、価格及びソフトの面から驚異的な進歩を遂げていることである。次にLANがあげられる。Local Area Network の頭字語で、“構内情報通信網”と訳されている。中小図書館では、パソコンの驚異的な進歩と相まって、各室のパソコンが端末器となって、光ファイバーのコードであるLANを通じて、パソコンによるホスト・コンピュータにつながって、書誌情報検索のほか、受入管理、蔵書管理、貸出管理、電子出版物の利用などが同時にできることである。三つ目は、特に有能な市販ソフトが出現しており、最近では32ビット・パソコン用のソフトもあり、これによりJ-BISCの書誌情報を、個々の図書館所蔵の書誌情報として自館のディスクに取り込み、これを蓄積し、検索することが容易になったことである。

これに対して、ジャパン・マークの磁気テープ・ファイルはパソコンでは利用不可能であり、また国立国会図書館ジャパン・マーク・データベースはまだ

一般に解放されていないが、解放されたとしても、オンライン利用は電話料金などの問題から、特に東京から遠隔地の中小図書館にとっては、“高嶺の花”というべきであろう。

中小図書館がジャパン・マークを利用するためには、現在は以上の理由から集中型のオンライン利用は不便であり、データベースの分散型ともいえるオフライン利用が有利である。その利用のためには、J-BISC、パソコン、LAN施設費及び市販ソフトなどの諸費用を必要とする。しかし、このシステムを一度導入すれば、ジャパン・マーク・データベースの書誌情報を自由に種々活用でき、その効用ははかりしれないものがある。21世紀に向けて、さらにコンピュータ、ニューメディアの進歩と相まって、ますます書誌情報の共有、共用化が加速的に進むものと考えられる。

(追記) 書誌情報などの共有、共用化の問題を考察する場合、現在わが国の図書館界で定着化し、制度化しつつある書誌ユーティリティ事業、学術資料の拠点図書館制度などの活動についても論述されねばならない。しかし、これらの問題は、第4節までに引用してきた「梅棹論文」の指摘する事柄とは、直接関係がないので、これからの学術図書館にとっては、誠に重要な事柄ではあるが、本稿では割愛した。

注1 梅棹忠夫博士著「図書館と学術情報」論文は、
「情報管理論 梅棹忠夫著 東京 岩波書店 1990 ix,313p 20cm」
なる著書の中の1章(p.155-185)である。

注2 同上 p.163-164

注3 同上 p.175

注4 同上 p.182

注5 同上 p.169-170

注6 同上 p.167-168